

# 高井戸第四小学校PTA会則

## 第1章 総則

### 【名称と事務所】

第1条 この会は高井戸第四小学校PTA(以下「本会」という。)と称し、事務所を高井戸第四小学校内に置く。

### 【目的】

第2条 本会は保護者と教員が協力して、家庭、学校、社会に於ける児童の心身の健全な成長を図ると共に、会員相互の親睦を深め、より良い保護者、より良い教員となることを願って共に学び、考え、実践していくことを目的とする。

### 【活動】

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. 学校と家庭の緊密な協力によって、児童の心身の健全な成長を図る。
2. 学校及び地域社会の教育環境の改善に努める。
3. 会員相互の親睦を図り、共に学び考える集会や実践活動をする。
4. 児童の心身の健全な成長を促す目的の、他の社会的諸団体及び機関と協力する。
5. その他前条の目的を達成するために必要かつ有益な活動をする。

### 【方針】

第4条 本会は、教育を本旨とする民主的団体として活動する。本会は非営利的、非宗教的、非政党的である。又、他のいかなる団体からも支配統制を受けることはない。

### 【会員】

第5条 本会の会員になることの出来る者は、本校に在籍する児童の保護者及び本校の教職員とする。

## 第2章 役員・会計監査及び委員

第6条 本会に次の役員及び会計監査を置く。

### イ. 保護者

- |        |    |
|--------|----|
| 1. 会 長 | 1名 |
| 副会長    | 5名 |
| 地区委員長  | 3名 |
| 書 記    | 4名 |
| 会 計    | 2名 |

2. 会計監査 2名

3. 但し状況に応じ、役員総数・役員数には若干の増減を認める。

ロ. 教員

- |        |    |
|--------|----|
| 1. 副会長 | 1名 |
| 地区     | 1名 |
| 書記     | 1名 |
| 会計     | 1名 |
| 会計監査   | 1名 |

第7条 役員及び会計監査の任期は、次の通りとする。

1. 役員の任期は1年とし、引き続き1年に限り重任を認める。
2. 会計監査の任期は1年とし、重任は認めない。
3. 欠員が生じた場合、必要に応じて補充し、補充された人の任期は、前任者の残任期間とする。
4. 教員については、この限りではない。

第8条 役員及び会計監査の選任については、次の通りとする。

1. 役員及び会計監査は会員の中から選任し、総会において承認する。
2. 役員及び会計監査の選任方法は、運営委員会において定める役員・会計監査選出方法による。
3. 役員及び会計監査の教員の選任方法は、教員に一任する。

第9条 役員及び会計監査の任務は、次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を総括し、主要会議を招集する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に支障があるときは、その任務を代行する。  
又、必要に応じ、運営委員会及び渉外・慶弔などの会務を担当する。
3. 地区委員長は、必要に応じて地区委員会を招集する。
4. 書記は、本会の庶務及び総会、運営委員会の進行並びに重要事項を記録し、関係書類の保管をする。  
又、必要に応じて文書を発行する。
5. 会計は、本会の金銭の出納を管理し、総会において決算報告をする。
6. 会計監査は、本会の会計を監査し、総会に報告する。

第10条 本会には、次の委員を置く。

1. 学級委員 各学級2名以上
2. 地区委員 各地区2名以上

第11条 委員の選出方法と任期は、次の通りとする。

1. 学級委員は学級ごとに、任意の方法で選出する。
2. 地区委員は地区ごとに、任意の方法で選出する。
3. 委員の任期は1年とし、重任を認める。

第12条 委員の任務は、次の通りとする。

1. 学級委員は、学級、学年間の連絡を密にして、学級PTAや学年PTAの活動などを積極的に進めていく、中心的役割を担う。  
又、運営委員会に必ず出席し、学級の声を経営委員会に反映させる努力をする。
2. 地区委員は、主に児童がより良い環境のもとで校外生活を送れるように、同じ地区に属する会員相互の連絡を密にし、積極的に活動する。
3. 各委員は協力して、自分たちが所属する委員会の活動にあたる。

## 第3章 集会

第13条 本会の集会は、次の通りとする。

### 1. 総会

- イ. 総会は、本会の最高決議機関であって、全会員をもって構成する。
- ロ. 総会は、集会形式もしくは書面形式(電磁的方法を含む)により行う。
- ハ. 総会は、定期総会及び臨時総会とし、会長が招集する。
- ニ. 臨時総会は、会員の5分の1以上の要求があった場合及び運営委員会が必要と認めた場合に開くことができる。
- ホ. 総会の議長は、会長が事前に定めた者とする。
- ヘ. 総会においては次の事項を審議し、決定又は承認する。
  - ①前年度の事業報告及び決算報告の承認。
  - ②年間計画及び予算の審議、決定。
  - ③新年度役員及び会計監査の承認。
  - ④その他、運営委員会において必要と認めた重要事項の決定。
- ト. 総会の定足数は全会員の5分の2以上とする。但し「書面もしくは電磁的方法による議決権行使」及び「委任状」を含める。
- チ. 総会の議決は過半数の同意で決める。
- リ. 総会議案は、事前に全会員に示さなければならない。又、総会の議事の要領及び議決した事項については、全会員に通知しなければならない。

### 2. 運営委員会

- イ. 運営委員会は、役員、学級委員各学級で1名以上(採決をとる場合は2名以上)、その他運営委員会が必要と認めた団体の代表者をもって構成する。
- ロ. 運営委員会は、必要に応じて会長が招集し、会議は過半数の出席によって成立する。
- ハ. 運営委員会は、次の事項を審議し、議決、執行する。
  - ①本会の企画運営に関する重要事項。
  - ②総会に提出する議案についての事項。
  - ③年度予算案や年度決算報告などに関する事項。
- ニ. 会計監査は、本会に出席し意見を述べるができる。
- ホ. 会員は、いつでも傍聴することができる。

### 3. 役員会

- イ. 役員会は、役員をもって構成する。

### 4. 地区委員会

- イ. 地区委員会は、地区委員をもって構成し、互選により地区代表を選出する。
- ロ. 地区代表は、委員長を補佐し、委員長に支障あるときはその任務を代行することができる。

### 5. 学年・学級PTA

学級委員は、必要に応じて学年PTA、学級PTAを開くことができる。

### 6. 地区PTA

地区委員は、必要に応じて地区PTAを開くことができる。

### 7. 特別委員会

- イ. 運営委員会が必要と認めた場合、特定の目的を遂行するための特別委員会を設置することができる。
- ロ. 特別委員会は、互選により委員長と副委員長を選出する。
- ハ. 委員長は、必要に応じて委員会を招集する。

二. 特別委員会は、任務が終了したとき、解散する。

第14条 総会以外の議長は招集者が務める。集会の議決は出席者の多数決による。

第15条 校長、副校長は、各集会に出席して意見を述べることができる。

## 第4章 会計

第16条 本会の経費は、会費その他の収入をもって賄う。

1. 会員は所定の会費を納入する。一旦納めた会費は特別な事情がない限り、返金はしない。
2. 会費の額は総会で決める。
3. 会長は会員の事情により、その会員の会費を減免することができる。
4. 転入者に関しては、転入時の学期から納入する。

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第5章 付則

第18条 本会の会則の改正は、部分的改正も含め総会の議決を必要とする。

第19条 会員の慶弔・同好会活動などについては、内規を作り、運営委員会において協議決定する。

第20条 本会則は令和5年2月20日より改正施行する。

平成12年度	一部改正	役員・会計監査選出方法に関する事項
平成13年度	一部改正	地区委員長に関する事項
平成26年度	一部追記	役員・会計監査選出方法に関する事項
平成29年度	一部改正	細則・内規に関する事項、地区代表に関する事項
平成30年度	一部改正	慶弔慰に関する事項
令和4年度	一部改正	総会に関する事項

# 細則

## P T A同好会規約

- 第1条 会員は、会員相互の親睦を図ることを目的として、同好会を設立することができる。
- 第2条 同好会を発足する場合は、P T A会長に申請し、運営委員会の承認をもって成立とする。  
また、現会員から責任者1名を含む発起人3名を必要とする。
- 第3条 各同好会は、P T A予算より活動費の補助を受けることができる。
- 第4条 同好会は、毎年度はじめに活動計画案と会員名簿を提出し、継続手続きをしなければならない。
- 第5条 現会員がいなくなった同好会に対しては、運営委員会で審議し、活動費を打ち切る。
- 第6条 活動費を受けている同好会は、毎年度末をもって、会計報告を運営委員会に提出する。
- 付則 1. 現会員がいなくなった場合、活動費は打ち切られるが、O B会員のみで活動をすることができる。  
2. 継続手続きの場合、第2条で必要とされる責任者は、O B会員でも可能とする。

## 役員・会計監査選出方法に関する規約

第1条 P T A役員は、学年単位で選出する。各学年は、責任をもって役員候補者の選出にあたる。

- ① 2学期中に役員候補者を下記のように選出する。

学年児童数	学年候補者数
1～20名	1名以上
21～40名	2名以上
41～60名	3名以上
61～	4名以上

但し、児童数については、杉並学園の児童数を差し引いた数とする。

状況に応じ、運営委員会の承認を得て人数の増減を認める。

- ② 各学年から選出された役員候補者で互選する。互選の時は、現役員が司会、進行する。  
③ 新役員は、会則第8条に則り、承認される。

第2条 会計監査（2名）は、現役員が12月中に選出する。

第3条 年度内に役員及び会計監査に欠員が生じた場合は、必要に応じて補充する。

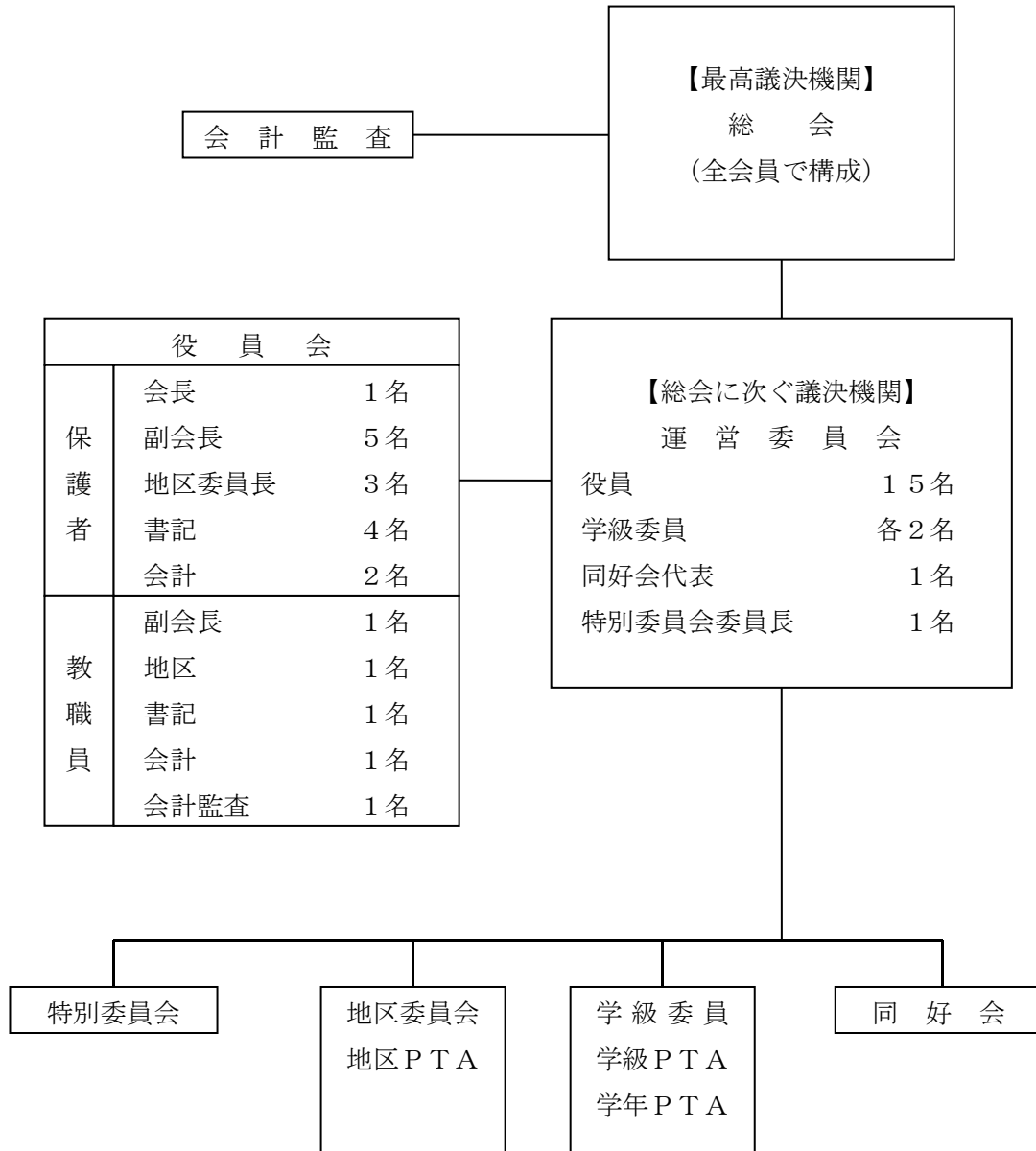
## 慶弔慰に関する内規

- 第1条 本校のPTA会員である保護者と先生及びその他の職員の慶弔慰に関する支出は、この内規を基準とする。
- ・教職員の結婚祝い10,000円
  - ・教職員及び配偶者の出産祝い5,000円
  - ・保護者が死亡したとき（香典）10,000円
  - ・在籍児童が死亡したとき（香典）10,000円
  - ・教職員が死亡したとき（香典）10,000円
  - ・教職員の家族（配偶者、子、父母）が死亡したとき（香典）一律5,000円
- 以上の場合、関係者代表が参列する。但し遠隔地の場合は弔電を打つ。
- 第2条 教職員又は在籍児童の不慮の災難及び教職員が2週間以上にわたって病気欠勤した場合などは、役員会において見舞金の方法を協議して決める。
- 第3条 教職員が転勤あるいは退職した場合は、記念品を贈る。
- 第4条 この内規の外に、特に必要と認められること、又はこの内規によって判断できない事情が発生した場合には、その都度、役員会において協議決定し運営委員会に報告する。
- 第5条 この内規の改廃については、役員会や委員会等にはからなければならない。

## 個人情報取扱規約

- 第1条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については別に定める「高井戸第四小学校 PTA 個人情報取扱規約」に従い、適正に運用するものとする。

# 高四小PTA組織図



\*状況に応じ、役員総数・役員数には若干の増減がある。

議決権	役員	・・・	1人	1票
	1学級	・・・		2票
	同好会	・・・	全体で	1票
	特別委員会	・・・	委員長	1票